

保護者の休暇に対する

市内企業の対応は

安江 保護者への対策は。市長 感染を避けるためには可能な限り自宅で見ていた
安江 企業においても国が制度を設けておられるわけですから、その制度を活用いただき、現在、担当課において、市内の主要な企業でこの制度を活用

ご意向もありません。用したいという意向もありません。

市の備蓄マスクはあるのか

安江 感染防止のために、マスク・消毒薬が医療施設・老人福祉施設・児童福祉施設などに行き渡るように対応する考えはありませんか。
健康ほけん課長 市の在庫のマスク、ジェル液がある。医師会に5000枚配布した。まだ2万枚ある。必要ない。

県北保健所への相談は



安江 県北保健所管内での相談件数は、健康ほけん課長 2
月27日現在91件の相談が、松浦市から

保護者のみなさまへ

松浦市教育委員会

学校の臨時休業期間中における児童の受入れについて

新型コロナウイルス感染症対策において、3月4日（水）～3月24日（火）までの期間、市内小中学校の臨時休業を実施しています。この度の臨時休業に際して、ご家庭のやむを得ない事情により、児童を看護する者がなく、留守番中の児童の安全が図れない場合に限り、在籍する小学校において児童を受け入れることになりました。

つきましては、下記の内容を十分ご確認の上、受け入れを希望される場合は、「児童受入れ申請書」を学校に提出しお申し込みください。

なお、臨時休業は、児童生徒の健康・安全を守るための措置であることをご理解いただき、まずは、ご家庭で過ごさせていただきますようご協力をお願いします。

- 1 受入対象となる児童
 - ① 小学1年生～小学3年生の児童
 - ② 小学4～6年生の児童のうち、障害等の状況により、一人で安全に留守番を行うことができない児童
 - ③ ①・②の児童で、次の条件をすべて満たす児童
 - ・ やむを得ない家庭等の事情により、自宅において児童だけで留守番をすることになるが、保護者が休暇を取得することが困難であり、保護者が不在となる間、児童を看護できる祖父母、4年生以上の兄弟姉妹、親類縁者等がない児童
 - ・ 保護者等の責任において、安全に登下校ができる児童
 - ・ 給食が用意できませんので、ご家庭から昼食を持参できる児童
 - ・ 発熱や咳・くしゃみ等、風邪の症状等がでていない児童は受入れできません。（朝夕の検温による健康チェックをお願いします。）
- 2 受入期間及び受入時間
 - ① 受入期間：3月6日（金）～3月24日（火）までの臨時休業期間中
※ 土・日・祝日を除く
 - ② 登校時間：午前8時00分～午前8時30分
 - ③ 下校時間：午後3時30分
※ 利用期間においてやむを得ない事由で、欠席する場合や利用時間に変更がある場合は、必ず学校に連絡してください。
- 3 受入場所
 - ① 教室、図書室、多目的室等、受入れ場所を広く確保します。
 - ② 感染防止のため、普通教室でできるだけ少人数で受入れる予定です。
- 4 利用するための必要な手続き
 - 各小学校において利用希望の申請を受け付けています。申請書に記入押印の上、利用希望日前日までに、在籍する小学校に提出してください。
- 5 活動内容
 - 感染防止の観点から、活動は個人による自習や読書などを中心とします。
- 6 災害共済給付制度について
 - 児童を受け入れている期間中、事故等が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。
- 7 お問い合わせ先
教育委員会 学校教育課 電話：0956-72-1112（直通）（平日8：00から17：15）

新型コロナウイルスでの心配ごと
やご相談は、遠慮なく安江ゆう子
市議までご連絡ください。